

霧島市総合支所設置条例の一部改正について

霧島市総合支所設置条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市総合支所設置条例の一部を改正する条例

霧島市総合支所設置条例(平成17年霧島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表溝辺総合支所の項中「霧島市溝辺町有川341番地」を「霧島市溝辺町有川340番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

旧溝辺総合支所に隣接する溝辺保健福祉センターに支所機能を移転したことに伴い、当該総合支所の位置を変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。